

平成26年度 厚生労働科学研究委託事業に係るQ & A

■公募要項について

【応募資格について】

Q. 研究者個人が応募することは可能か？

A. 原則、研究機関に応募いただくこととなります。国や施設等機関等においては、所属機関の長が研究実施を承諾する場合、個人での応募が可能です。
※ 国及び地方自治体の機関等

【契約について】

Q. 委託契約はどのように行うのか？

A. 研究機関（国の施設等機関等に所属する研究者が個人で申請する場合は研究者個人）と支出負担行為担当官との間で契約を締結していただくことになります。なお、具体的な手続きについては後ほどお示しする予定です。

【申請手続きについて】

Q. 申請者と研究代表者は同一なのか？

A. 原則、申請者は研究機関となり、研究代表者は研究機関内で実際に研究を行う研究者個人となります。ただし、国や施設等機関等に所属する研究者が個人で申請する場合については同一となります。

Q. 国立の大学は、国や施設等機関等に含まれるのか？（公募要領 5ページ II. 応募に関する諸条件等）

A. 含まれません。国や施設等機関等とは、国及び地方自治体の機関等になります。

Q. 大学の場合、申請者は学長になるのか？（公募要領 5ページ II. 応募に関する諸条件等）

A. 申請者は機関の長になりますので、学長となります。

Q. 同じ研究課題について、同じ機関から2人以上の研究者が申請することは可能か？

A. 可能です。

【委託費の支払いについて】

Q. どのような場合に概算払いが可能になるのか？

A. 研究機関等の申請者が本委託研究を実施するにあたって必要な資力がない等の事情があり、厚生労働省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。具体的な手続きについては、採択後にお示しする予定です。

【再委託について】

Q. 分担研究者への研究費の配分にあたって再委託の契約が必要になるのか？

A. 研究計画書に記載されている研究代表者及び研究分担者は、いわゆるチームとして位置づけます。これにより、研究代表者から研究分担者への研究費の配分は再委託に該当しません。厚生労働科学研究費補助金における研究者への補助金の配分と

同様にお考えください。

■ e-Radについて

【応募について】

Q. 応募にあたって、研究者が直接e-Radに入力すればいいのですか？

A. 研究機関による申請の場合、厚労省と研究機関との契約となりますので、研究者が直接e-Radに入力するのではなく、大学などの機関の事務部門の職員がe-Radに入力してください。

国の施設等機関等の研究者個人が申請する場合、厚労省と研究者との契約になりますが、この場合も研究機関からの申請の場合と同様に、機関の事務部門の職員が代行入力してください。

■ その他

【誓約書について】

Q. 誓約書はどのように提出すればいいですか？

A. e-Radで研究計画書をご提出いただく際に研究計画書と当該誓約書（押印されたもの）を併せてPDF化して添付していただくか、それが不可能な場合は研究事業所管課室あて誓約書の原本を郵送してください。

なお、誓約書を郵送される場合は、必ず当日の消印有効といたしますので期限を超えないようご注意ください。

Q. 誓約書を提出するのは代表機関だけでしょうか？それとも共同申請を行う全ての機関が必要なのか？大学も提出する必要があるのか？

A. 誓約書は申請を行う研究機関より提出していただく必要があります。大学を含む、全ての研究機関から、1課題につき1枚の提出が必要となります。また、研究者個人が申請する場合は、研究者個人の名前で提出していただく必要があります。

Q. 誓約書の宛先「厚生労働省〇〇〇〇殿」の「〇〇〇〇」はどのように記載したらよいのでしょうか？

A. 支出負担行為担当官を記載してください。例えば、再生医療実用化研究事業では、公示に記載されているとおり、厚生労働省医政局長 原 德壽 が支出負担行為担当官です。

Q. 分担研究者が所属する研究機関の誓約書も提出する必要があるのでしょうか？

A. 分担研究者が所属する研究機関の誓約書については提出の必要はございません。研究代表者が所属する研究機関の誓約書のみ提出をお願いいたします。

Q. 誓約書の「私」「当社」のチェック項目については、大学が申請する場合は「当学」に変更していいのでしょうか？

A. 実情に応じて変更をしていただいて構いません。

【間接経費について】

Q. 研究分担者は間接経費を受けることができるのか？

A. 補助金と同様に、研究分担者は間接経費を受けることはできません。